

刑法改正に伴う神奈川県青少年保護育成条例及び施行規則の取扱いについて

1 刑法改正の概要（R5. 6. 23 公布、7. 13 施行）

- ・「不同意性交等罪」「不同意わいせつ罪」の制定（刑法第 176 条、第 177 条）
- ・「面会要求等罪」の新設（刑法第 182 条）
- ・「撮影罪」の新設（性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の映像に係る電磁的記録の消去等に関する法律）

2 刑法改正箇所に関連する条例及び規則

- ・条例第 31 条（みだらな性行為、わいせつな行為の禁止）
- ・条例第 31 条の 2（児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止）
- ・施行規則第 3 条第 1 項第 2 号イ（有害図書類とする図書類等の内容）

3 条例及び規則の改正の必要性

- ・刑法では対象とならない年齢（16～17 歳）があることから、現行条例で保護している内容はそのまま存続させることとし、条例の改正は行わない。
- ・刑法に 5 年後の見直し規定が盛り込まれ、今後、性的な被害の実態、社会の意識の変化を踏まえて必要な検討をするよう求められていることを踏まえ、当面の間、社会や県民意識、国の動向を注視することとする。
- ・規則で規定する有害図書の定義で使用している「強制性交等」の用語は、改正刑法では使用されなくなることから、この用語が意味する内容を定義づける方向で規則の一部改正を行う。

4 施行規則の一部改正（案）の概要

（1）改正の趣旨

神奈川県青少年保護育成条例（昭和 30 年条例第 1 号）第 10 条第 2 項では、一定の基準に該当する図書類を自動的に有害図書とする包括指定の規定を設け、その基準を「神奈川県青少年保護育成条例施行規則（以下「規則」という。）」に定めている。

令和 5 年刑法改正により、暴行または脅迫を用いて性交、肛門性交、口腔性交をした者に対する「強制性交等」罪が見直され、「暴行・脅迫」以外にも同意しない意思の形成や表明が困難と認められる一定の要件に該当した場合に適用する「不同意性交等」罪が設けられたことにより、犯罪の構成要件が拡大されることとなった。

これにより、刑法において「強制性交等」の用語が使われなくなるため、規則第 3 条について、「強制性交等」の用語の使用をやめ、この用語が意味する内容を定義づけることとする。

(2) 改正内容

規則第3条第1項第2号中「強制性交等」を「暴行又は脅迫を用いて行う性交、肛門性交又は口腔性交」に改める。(表現の変更のみで、対象とする範囲には変更なし)

(3) 改正箇所

第3条第1項第2号イ

新	旧
第1条～第2条 (略) (有害図書類とする図書類等の内容)	第1条～第2条 (略) (有害図書類とする図書類等の内容)
第3条 条例第10条第2項第1号及び第21条第1項に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵(陰部を覆い、ぼかし、又は塗り潰しているものを含む。)とする。 (1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの (2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの ア (略) イ <u>暴行又は脅迫を用いて行う性交、肛門性交又は口腔性交その他の陵辱行為</u> ウ (略)	第3条 条例第10条第2項第1号及び第21条第1項に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵(陰部を覆い、ぼかし、又は塗り潰しているものを含む。)とする。 (1) (略) (2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの ア (略) イ <u>強制性交等その他の陵辱行為</u> ウ (略)
2 (略)	2 (略)
第4条～第22条 (略)	第4条～第22条 (略)

(4) 施行期日

公布の日から

(5) 今後のスケジュール

- ・9～10月頃 パブリック・コメント(県民意見募集)の実施
- ・12月頃 意見募集の結果公表、改正規則の公布及び施行